

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大正区エリア価値の向上のための地域活性化（その2）業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市大正区三軒家西2-2-15

事業者名 株式会社WATATSUMI

代表取締役 楠原 陽子

3 随意契約理由

本事業は、大正区を中心とした大阪市内の住民を対象に、定期的な賑わいを創出する「マルシェ」及び、空家利活用の促進を図る「空家まち歩き」を実施することにより、大正区の魅力を広め、本事業実施エリアにおける集客力のポテンシャル等を測ることを目的としている。そのため、委託する事業者には、行政にはない新たな発想や専門的な知識、経験等のノウハウを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

よって、本件については、性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定することとした。

上記の契約の相手方は、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において、標準点を超える結果であったことを受け、提案内容からも委託業者として適当と認め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所地域協働課地域協働グループ（電話番号 06-4394-9743）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度「大正区制90周年記念生涯学習フェスティバル」企画運営業務

2 契約の相手方

所在地 大阪府大阪市中央区船場中央1-3-2 船場センタービル2号館3階302号室

事業者名 一般財団法人大阪市コミュニティ協会

理事長 大垣 純一

3 随意契約理由

人と人がつながり、自らの住む地域に愛着が持てるような豊かなコミュニティを作ることをめざすという本事業の目的に対し最大限の効果をを得るためには、単にイベントとして実施するのではなく、参加者一人ひとりが積極的に生涯学習に取り組むきっかけとなるしかけが必要である。

そのためには、興味を喚起する画期的で魅力的な企画や、こどもから大人まで幅広い世代の区民がより多く参加するよう、地域を巻き込んだ情報発信力が求められることから、委託する事業者には、地域の特性やニーズを把握していること、さらに行政にはない新たな発想ができることを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式を採用したものである。

今回、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において審査基準に基づく審査を行った結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会の評価点が標準点を満たしており、契約締結相手方として相応とのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所保健福祉課 こども・教育グループ（電話番号 06-4394-9980）